

# 令和7年度予算編成方針

令和6年11月  
安芸太田町

# 目次

■ はじめに ～経済状況と国の動き	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	1
■ 予算編成の基本方針	3
■ 予算編成の重点方針 2025	4
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	7
【参考】令和5年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	10
【参考】令和5年度決算審査特別委員会における委員長の審査報告（抜粋）	11

## ■ はじめに～経済状況と国の動き

内閣府が公表した令和6年9月の月例経済報告においては、「景気は、一部足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外経済の動向や金融資本市場の変動や物価上昇等の影響に十分注意する必要があると、依然として予断を許さない状況で、日本経済は、世界経済の動向、物価上昇の動向、金融施策の運営、エネルギー価格の動向など、様々な要因に左右されることが予想されている。

このような中、国は持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進めるため、「持続的・構造的賃上げの実現」、「官民連携による投資の拡大」、「少子化対策・こども政策の抜本的強化」を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成をめざすこととしている。

これら国の施策の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要がある。

## ■ 本町の財政状況と今後の見通し

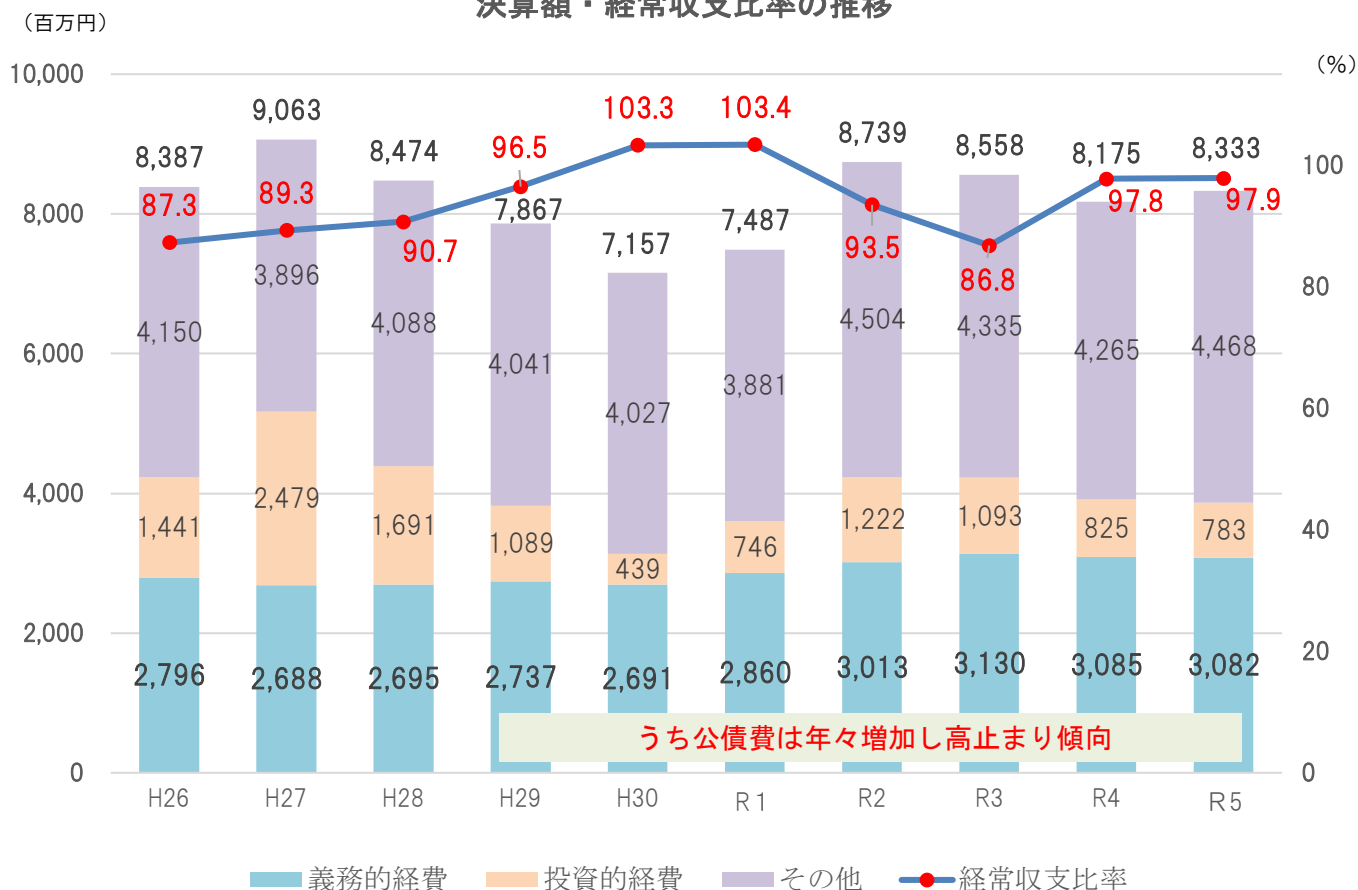
本町の財政状況については、歯止めのない人口減少の影響による税収や地方交付税の減少に加え学校統廃合をはじめとするこれまでの集中的かつ大型公共事業に伴う大規模な起債償還による公債費の増加等により、ここ数年間、財政調整基金を中心とした基金の取崩しによって不足額を補う予算編成となっており、大変厳しい財政運営下にある。このような中、令和5年度においても、昨年に続き地方交付税の臨時経済対策費などによる増額にあわせて事業コストの縮減化等により、結果として財政調整基金の補填を伴わない決算収支になった。ただし、決算数値における財政指標は、基金の積み増しと起債償還の進展により将来負担率が前年度9.5%から1.1%と改善しているものの、実質公債費比率は12.1%から12.6%に悪化、経常収支比率は97.8%から97.9%と横ばいで推移しており、平成30年度、令和元年度の100%を超える水準に近づきつつある。

また、財政力指数については、引き続き県内最低レベルの0.193となるなど、依然として財源の余裕や財政構造の弾力性が希薄な状態が続いている。更に公債費については、令和5年度決算値で約12億72百万円であり、うち元金部分の償還額は前年度に比べ約44百万円増加し、現状の起債残高は、約98億35百万円となっており、その償還は、令和7年度において13億37万円の見込みで令和6年度から続く13億円台の高水準であり、今後数年間は高止まり傾向となっている。

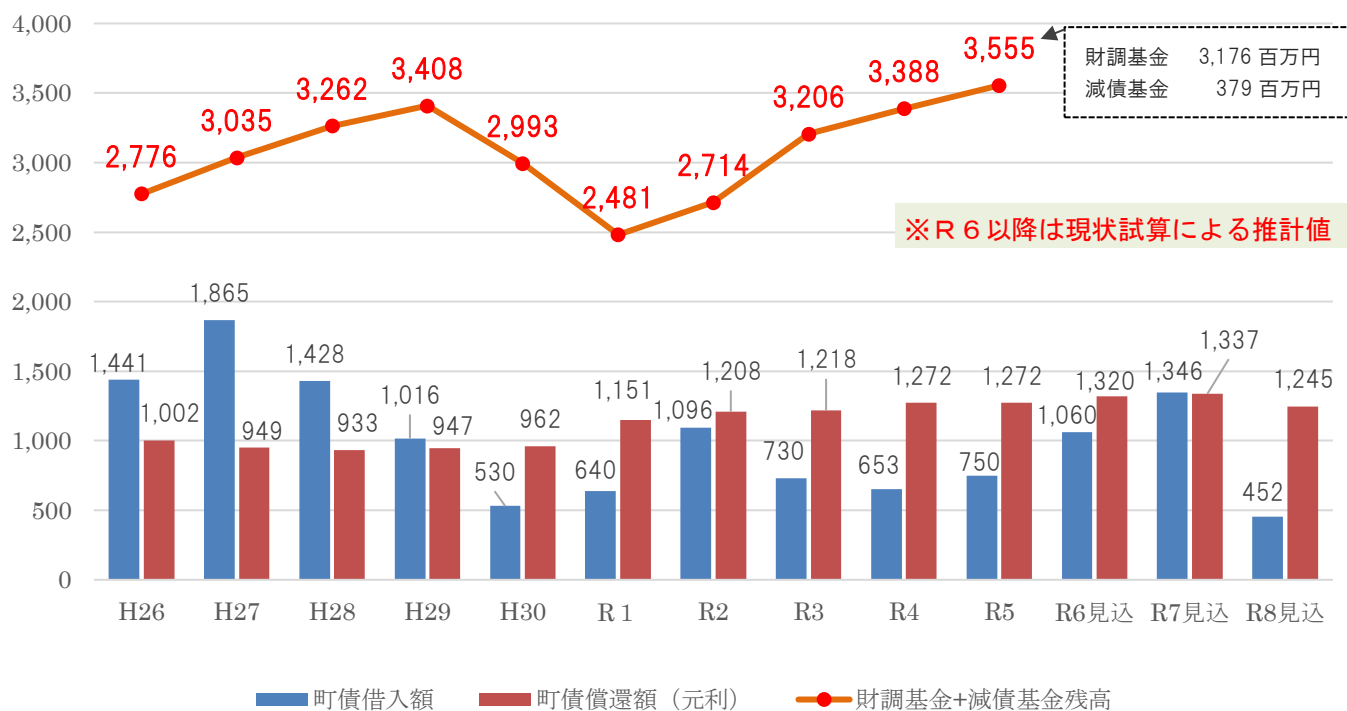
財政調整基金の残高は、令和5年度末で約31億8千万円となり、前年度と比べて約1億5千万円増加したものの、本格的に動き出した道の駅周辺再整備事業、定住促進賃貸住宅整備事業、加計スマートインターのフル化などの大型事業への投資より、更なる起債償還の負担増も見込まれ、加えて施設整備やまちづくり推進の財源として有効に活用してきた合併特例事業債の発行が令和6年度をもって終了となることもあり、今後とも一層厳しい起債・基金管理による財政運営を行わなければならない。

こうした状況を踏まえ、新年度の予算編成においては、新たな長期総合計画に沿った戦略的かつ重点的な施策をしっかりと展開していく一方で既存事業の見直しなど積極的に財源確保にも取り組むとともに事業の選択と集中を高めながらDXの推進や公共施設削減等を進め、行政のスリム化によるコスト縮減を図り、持続可能な町財政の実現をめざさなければならない。

### 決算額・経常収支比率の推移



### 町債借入額・償還額（一般会計）推計



## ■ 予算編成の基本方針

コロナ禍を経て、社会全体として「停滞」から「成長」への転換をめざす前向きな動きが進められる中、物価上昇などの生活をめぐる環境など社会情勢の変化を的確に捉え、多様化する町民ニーズに機動的に対応するとともに、財政健全化と行政サービスの維持・向上とのバランスを考慮しながら本町の更なる発展に向けた投資を安心安全のまちづくりに確実に繋げていかなければならない。

また、令和6年度が最終年度となる本町の第2次長期総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」）や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）の振り返りを踏まえて令和7年度からの新たな総合計画の策定が進められていることから、各施策・事業については計画に位置付ける基本方針や重点方針と整合性を図るとともに関係施策・事業等を効率的・効果的に実施していく必要がある。加えて、予算要求にあたっては、前例踏襲的な考え方を改め、その事業の必要性をゼロベースの視点で積算の段階からしっかりと精査するなど、財政の健全化及び持続可能な行財政運営に向けて、危機感・緊張感をもって臨むこととする。

こうしたことを踏まえ、以下の項目に主眼を置き予算編成を行うこととする。

### （1）新たな総合計画に沿った戦略的かつ重点的な施策の展開

重点方針3つの方向と交わる施策の展開

①人口減少の抑制（社会増をめざす） ②人づくりの推進 ③DXの推進

### （2）環境変化に対応しうる行財政運営の推進

少子高齢化・人口減少対策や物価高騰など社会経済情勢変化への対応（民間活力・デジタル化）

### （3）事業の選択と集中、新規事業の提案・事業見直し

「財源性・実現性・発展性・合理性・持続性・公平性・効率性」等を踏まえて事業化

### （4）エビデンスに基づく効果的な政策形成と事業の構築・推進

客観的な指標や証拠、成果や費用対効果の検証に基づき、廃止も視野に見直しや再構築

### （5）後年度財政負担の軽減（公債費等の抑制等）

過度の将来負担に留意し、発行額は元金償還額以下を基調に交付税措置が高いものを優先

### 《 継続的な取組事項等 》

- ◇ 要求額の精度の向上（計上漏れ、補正・流用及び不用額の縮減、特定財源の確保）
- ◇ 外部委託における範囲の精査・価格競争の徹底（委託業務の精査、契約事務の透明性）
- ◇ 役割分担の明確化と成果指標の共有（行政課題の解決に向けた部署間・政策間の連携）
- ◇ 国・県・他自治体の動向の的確な把握と対応（予算編成・制度改正・地方創生2.0の動向）
- ◇ 議会、監査等の指摘への対応等（指摘事項の問題解消に向けた的確な対応）

# ■ 予算編成の重点方針 2025

## 1 町政運営の基本方針 2025

“過疎を乗り越える安芸太田”の実現に向けて、新長期総合計画初年度のスタートダッシュを着実に進めます。

- 新長期計画においても重点方針となる①人口減少の抑制については、その基盤となる定住促進住宅事業や道の駅再整備事業等を着実に進め、成果に繋げていきます。
- 新たに重点方針に加わった②人づくりについて、新教育大綱の具体化や産業の担い手の育成など、本町の可能性を最大限高めていくための取り組みに着手します。
- この4年間で県内屈指の取り組みに繋がった重点方針③DXの推進については、moricaアプリの普及やデジタル技術を活用した生活支援モデルの構築など、町民が引き続きこの地域で暮らし続けるための仕組みづくりについて、チャレンジします。

## 2 予算編成の重点方針

### (1) 重点方針 ①人口減少の抑制（社会増を目指して）

- ・定住促進賃貸住宅を活用した移住・定住の促進
- ・「森のようちえん」事業の推進
- ・道の駅再整備事業の着実な推進
- ・里山サイクルツーリズムの推進
- ・太田川清流復活プロジェクトの検討

### (2) 重点方針 ②人づくり

- ・学校 ICT の整備
- ・教育分野への町民参加の環境整備
- ・町内産業の担い手確保、育成の推進
- ・地域団体等が行う地域課題の解決に向けた活動の支援

### (3) 重点方針 ③DXの推進

- ・moricaアプリの普及
- ・デジタル技術を活用した生活支援モデルの構築
- ・データを活用した公共交通の効率化

### (4) その他

- ・公共施設等個別管理計画のとりまとめ
- ・安芸太田病院の将来ビジョンの検討

## ■ 予算編成日程

(1) 令和7年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11月1日	令和7年度の施策の重点方針、予算編成方針の提示
～11月20日	新年度当初予算要求書財務会計システム入力期間
11月20日～11月24日	財政とりまとめ処理 査定資料作成
11月25日～12月26日	総務課長・財政担当ヒアリング
12月27日～1月7日	総務課長・財政担当ヒアリング集計処理
1月8日～1月15日	副町長査定（ヒアリング）
1月16日～1月19日	副町長査定集計処理
1月20日～1月28日	町長査定（ヒアリング）
1月29日～2月10日	査定内示書の通知・各種予算議案の作成・印刷完了

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

(2) 並行する令和6年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
～11月8日	12月補正予算要求書財務会計入力期間
11月11日～11月15日	12月補正予算ヒアリング
1月15日～1月24日	3月補正予算要求書財務会計入力期間
1月29日～1月31日	3月補正予算ヒアリング

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。



## ■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業は除く)</li> <li>○ 公債費に係る経費</li> <li>○ 扶助費に係る経費</li> <li>○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費(詳細資料要)</li> <li>○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費</li> </ul>	※所要見込額 (必要量を厳格に見積もり、最小限の計上とすること)
② 法的義務負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等に基づく義務経費</li> <li>○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費</li> </ul>	R5年度決算額、R6決算見込額を踏まえた所要見込額
③ 老朽公共施設保全活用経費	○ 公共施設の今後のあり方をしっかりと据えた上で、改修計画を整理したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの	補助事業は年度計画明示額の範囲内で措置
	○ 計画化されていない維持修繕費は原則的に抑制	0円ベース
④ 重点事業枠	○ 新たな総合計画の実施において、特に重点的に事業執行を行う必要がある事業(新規事業を含む)と町長が認めたもの(町長からの指定のあった事業)	※所要見込額 (要経費精査)
⑤ 投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る</li> <li>※ 起債計画や財政推計に事前に反映してあること</li> </ul>	計画額のみ
⑥ その他の事業経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記要求区分①～⑤以外の事業経費等</li> <li>※物価高騰の影響により上昇する経費については、実績や動向を勘案し、必要量を十分精査したうえで計上するものとする</li> </ul>	R6年度当初予算額の95%の範囲内で措置(関係事業費全体で換算)

## ■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準じた予算編成とすることとし、それぞれの設置目的に沿った事業運営を進めるため、一層の合理化や効率化を進めた上で、自己財源の確保に努め、自律的な運営を求めていくこと。

特に一般会計からの「繰出金」については、人口減少に伴う税収、地方交付税の減額をはじめ、年々大幅に増え続ける公債費により、一般会計が厳しい財政状況におかれていることを踏まえ、財源不足を漫然と一般会計に依存することなく、適正な受益者負担のあり方を検討するとともに一層の経費節減や効率化を推し進め、公営企業としての性質を十分発揮し、独立採算の原則を堅持すること。



# ■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

## （１）歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分に研究し、最大限の財源の確保(活用)を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却など、積極的に新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても見込める収入については、遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から町税など債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	<p>令和5年度決算及び令和6年度の決算見込みを基に、最新の経済・景気動向を見極め、税制改正等にも注視し、予算割れすることがないように、確実と見込まれる収入を見積もること。</p> <p>なお、町税は歳入の根幹をなすものであり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。</p>
② 使用料・手数料	<p>町内の公平性を精査しつつ、関係法令等の動きを十分に踏まえた上で、適切な料金設定を基本に、必要な見直し等を行うとともに徴収率の向上を図ること。</p> <p>なお、見直し等を行う場合は、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計・公営企業会計を含む）</p>
③ 分担金・負担金	<p>事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、他市町の実態等も調査の上、確実な見込み額を計上すること。</p>
④ 国・県支出金	<p>各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視し、可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。<u>（補助金の打ち切りや補助率の縮小があった場合は、原則、事業の打ち切りや縮小を行うこと）</u></p> <p>特に新規案件については、その対象事業の内容等を見極め、後年度の一般財源負担にも留意し、その必要性や事業効果等について十分に検討すること。</p>
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	<p>国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。</p>
⑥ 町 債	<p>世代間の負担公平性という趣旨を踏まえ適切な活用を図ることを原則に<u>元金償還額を超えないレベルに抑えることを目標に</u>、地方債残高の縮減に努めていく。</p> <p>事業費要求に当たっては、適債の検証と対象事業費の精査（特に<u>新たなハード整備や改修については、その投資に見合う施設管理計画の明示前提</u>）を十分に行った上で、過疎計画など起債根拠となる計画の内容を確認し（未計上の場合は企画課と調整）、計画の変更議決を当初予算と並行して行うこと。</p>
⑦ 財 産 収 入	<p>財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。</p> <p>特に遊休資産の処分については、財政健全化の基本的な取組事項と位置づけ、速やかに売却処分を進め、加えて有効活用について幅広く検討すること。</p>
⑧ 基 金 繰 入 金	<p>財政調整基金の繰入を極力抑えることを厳とする。仮に新規事業等の財源確保において、国・県補助金や起債では賅えない部分が生じる場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当することとする。</p>
⑨ その 他 諸 収 入	<p>ふるさと納税のさらなる推進や広告・看板収入等の募集など、新たな財源確保に向けた取組については、これまで以上に、各所属の創意工夫の中で積極的に推進し、確保可能な収入について漏れなく計上すること。なお、年度途中で科目を追加して収入処理をしているもので継続的な収入については当初予算に必ず計上すること。</p>

## (2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての更なる事業の選択と集中を図り、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

また、物価高騰の影響により燃料費、光熱費、維持補修費など、歳出総額に占める経常経費の割合が高まることから、前例踏襲の固定観念から脱却し、各事業はゼロベースから見直し、廃止・縮小を念頭に業務改善の意識を持って一層の業務の効率化を徹底すること。

### (ア) 科目別要求基準

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	<p>人件費については、厳しい財政状況を鑑み、継続的な縮減の取組が必要であり、定員管理計画（第4次計画）に則り、各所属においては、会計年度任用職員を含め適切な事務改善や事業見直しを行い、特に時間外勤務については、効果的な縮減策を講じること。</p> <p>積算に当たっては、人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。また、非常勤特別職については、業務内容等を精査して要求すること。</p>
② 普通建設事業費	<p>財政状況を鑑み、全体の事業費が抑制されるよう、優先順位の見極めを前提に、執行すべき事業量の調整を行うなど計画性をもって要求すること。特に施設の建設や改修などの新規事業については、事業の必要性や規模、後年度コストなどを明示した事業計画を作成するとともに、本町公共施設等総合管理計画との関係・位置づけを明示すること。</p> <p>継続事業についても、後年度事業計画を明示し、具体的な諸計画（規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等）を添付すること。</p> <p>※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること</p>
③ 物件費	<p><b>■ 総額で令和6年度当初予算比「5%減」とすること。</b></p>
報償費	<p>謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。</p>
旅費	<p>必要最小限の日程・人数にとどめるとともにWEB環境を積極的活用も検討を行い、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を実現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料（ETC料金）については、片道利用を前提として計上すること。</p>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消耗品費」は、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。</li> <li>・「燃料費、光熱水費」は、前年度決算数値や経済動向を基に精査し、節減に努めること。</li> <li>・「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、原則認めない。</li> <li>・「印刷製本費」は、重複抑制や非効率なものの廃止など、先例にとらわれることなく抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載やホームページの積極的活用を図ること。</li> <li>・「修繕料」は、令和6年当初予算を上回らない額を基本に、計画性をもって積算根拠を示し要求すること。</li> </ul>
委託料	<p>指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や業務内容・金額ともに効果を十分精査し、町が自ら行うべき業務と委託で行う業務を明確にした上で、徹底した見直しを図り経費の抑制に努めること。</p>
役務費	<p>通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。</p>
備品購入費	<p>投資的経費を除き、極力、予算要求は行わないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用が認められない実態があるものは、ゼロ査定とする。</p>
使用料及び手数料	<p>事務機器・電話機等の新規リース料は、現行一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すること。なお、コピーパフォーマンス料の抑制を図るため、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。また、借地などの土地賃借契約については、事業（公共施設）の継続、必要性を検討し時限を定めた非継続の契約形態に見直すなど必要経費の最適化に努めること。</p>

④ 負担金補助及び交付金	町費単独の負担金、補助及び交付金は、社会情勢や事業執行状況を踏まえ、補助目的、事業内容、事業効果やニーズ等を精査し、制度の継続性を整理し、必要に応じて補助率等の見直し、廃止や終期の設定を検討すること。 特に新規の補助事業等については、補助目的・補助対象を明確にし、町の役割の明確化と事業効果を十分精査してスクラップとセットで制度化を検討すること。
⑤ 扶 助 費	過去2年分の決算額及び令和6年度決算見込額を対比し、対象者の動向を把握し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に法定外の町単独で行う給付については、社会経済情勢の変化、国県制との整合性、将来にわたって持続可能な制度であるかなど十分に調査・検討し、変更する場合は新規事業として提出すること。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月に精算処理を行うものについては、年度平均額や対象者数の動向を見据えて見込額を基金繰入金とともに計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては、独立採算性を基本とし、基準外繰入分は十分精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い、必要額を計上すること。
⑨ 予 備 費	一般会計は2,000万円とする。 特別会計においては、突発的修繕費など緊急対応に必要とする額を基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

#### (イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② 算出根拠のない要求（一式〇〇万円等）は認めない。積算根拠を明確化、事業の目的・狙いなど内容を十分が説明できるようにしておくこと。
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】、【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求もれによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、要求もれがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体等に関連する予算要求についても、本町の予算編成方針を徹底すること。
- ⑥ 全ての事業の実施に当たっては、その効果が最大限発揮されるよう向上に努めるとともに、特に決算審査や指摘のあった事業においては、客観的な指標や証拠に基づき、政策の成果や費用対効果を検証し、検証の結果、成果や費用対効果が低い事業については、廃止も視野に入れて、必要な見直しや再構築を検討すること。

#### (ウ) その他

**要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別に予算減額を提示する。**

## 【参考】令和5年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

### 1 翌年度繰越額について

翌年度繰越額は291,963千円であり、前年度と比較すると12,879千円増加している。  
各所管課において適正な執行計画に基づき、事業の進捗状況の把握と効果的な進行管理の徹底を継続され、原則である予算の年度内執行を図られたい。

### 2 ふるさと納税の推進について

納税サイトも拡充して、ふるさと応援寄付金が179,102千円、企業版ふるさと納税が8,100千円、合計187,202千円で過去最高額を更新された。  
主要施策の成果指標である、令和6年度の最終目標寄附額250,000千円の達成に期待したい。

### 3 加計高校の支援について

地域みらい留学全国募集の効果もあり、県外からの受験生も増加し、入学選抜試験の受験率も2か年県内最高となっている。黎明館の入寮生徒数も過去最高の51名に増加したことを高く評価したい。  
加計高校の存続を目指し、引続き支援の継続と地元進学率向上にも取組まれたい。

### 4 PFI事業の推進について

民間のノウハウの活用、町内企業の参加による地域活性化と財政負担の抑制を目的とした公民連携の手法であるPFI事業は、現在、道の駅再整備事業と定住促進賃貸住宅整備事業の大型事業で採用されているが、PFI事業を通じて、民間の創意工夫を発揮しながら、魅力的な施設を提供していきよう今後の事業成果に期待したい。

### 5 DX推進について（デジタル・トランスフォーメーション）

#### ○福祉分野におけるDX推進

町内福祉施設支援の一環として、有利な補助金確保を行い、介護現場への介護ロボットやICT導入が図られている。その仕組み・仕様は、導入時においては県内はもとより、中国圏の自治体においても事例がなく、先進的で人材不足対策にも貢献しているものであった。

#### ○教育分野におけるDX推進

教育ネットワークの統合、校務支援システム、AIドリルによる児童・生徒・教職員への最適な学びに近づけた。また、保護者との連絡ツールとしても確立している。ネットワーク統合によるシステムは導入時、県内初と聞き取っているが、これらは町が進めるDX推進計画のデータ共通基盤と連携することにより、住民の利便性の高いサービス提供を可能とするものである。

DX共通基盤が構築され、内容も進化を続けており、地域通貨モリカでは町内経済の活性化、また福祉・教育分野では人材不足対策や住民の利便性向上等に貢献しており高く評価したい。

### 6 働き方改革の推進について

職員の事務量は、基礎的自治体における事務の増加、行政ニーズによる増加によって年々増してきているところであるが、職員の健康維持、長時間労働の解消が求められる。  
業務効率の改善に向け、DXを活用した業務改善にも取組まれたい。

### 7 公用車の取扱いについて

公用車を使用しての事故件数が増加しているため、事故撲滅に向けて取組まれたい。

### 8 口座振替データ伝送の見直しによる経費削減について

これまで、各科目を担当者ごとに処理を行ってきた口座振替データ伝送であるが、コード集約などの経費削減に向けた取組みは評価したい。

たとえルーチン業務であっても、他の分野で改善が可能なものについては、積極的に改善を図られたい。



# 【参考】令和5年度決算審査特別委員会における 委員長の審査報告（抜粋）

## 1 財政状況について

本町の財政状況では、前年度に引き続き、財政調整基金の補填を伴わない決算収支であった。決算数値における財政指標は、基金の積み増しと起債償還の進展により将来負担比率が9.5%から1.1%と改善しているものの、実質公債費比率は、12.1%から12.6%に悪化、経常収支比率は、97.8%から97.9%と横ばいで推移しており、依然として財源的余裕や財政構造の弾力性が希薄な状況が続いている状況であった。

実質収支では、1億6,098万円となり、前年度の2億9,307万6千円に比べれば1億3,209万6千円減少したものの、黒字であった。

財政調整基金への積立状況では、前年度比18.2%減少、金額にして3,307万9千円減少していたが、総額で1億4千842万1千円を積立て、取崩しによる補填を伴わない決算であった。

結果として、実質単年度収支は1,632万5千円となったものの、前年度1億1,541万5千円に比べて、9,909万円減少していた。

決算には、コロナウィルス感染症対応事業や物価高騰対応事業が挙げられるが、国庫支出金のうち、コロナウィルス、物価高騰関係の経費は全体の3割であった。この用途として主要なものは、物価高騰に伴う非課税世帯への給付金などの各種支援事業として1億3,076万8千円のほか、地域経済の活性化と生活支援としての地域通貨モリカプレミアムキャンペーン事業として2,152万1千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保として1,874万5千円があった。

## 【病院事業会計について】

病院事業会計の決算は、収益合計20億523万9千円に対し、費用が20億2,225万7千円で、1,701万8千円の赤字決算であった。

収益的収支の状況としては、医業収益では病棟内でのクラスター発生と介護医療院転換工事に伴う入院収益の減少と一般会計負担金の見直し等により、前年度比で2,836万1千円減少していた。医業外収益では補助金等の増額により、2,935万1千円の増加していた。

支出の医業費用では、給与費及び減価償却費の増加により、前年比で2,495万2千円増加していた。医業外費用では建設改良の規模が減少したこともあり、対前年比で348万4千円減少していた。当期は前年より、1,239万4千円の損失が増加し、1,701万8千円の純損失となっていた。

## 2 審査報告について

令和5年度安芸太田町歳入歳出決算、及び令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定については、いずれも全会一致により、認定したことを報告する。

また、決算審査特別委員会での意見や要望については、検討の上、今後対応していただきたいことを申し添える。